

建築技術職（一級建築士） 職員採用募集要項

令和8年7月
一般財団法人宮城県建築住宅センター

募集職種及び人数	建築技術職 1名
応募要件 (年齢)	・一級建築士 ・昭和61年4月2日以降(建築基準適合判定資格者は昭和56年4月2日以降)に生まれた方
求める人物像	顧客及び職員等に対し、誠実であるとともにコミュニケーションを図ることができ、業務に対し真摯な態度で取り組むことができる方 建築確認審査、性能評価審査、省エネ基準適合判定経験者優遇
業務内容	建築基準法に基づく建築確認審査・検査業務 住宅瑕疵担保責任保険に関する業務 性能評価及び省エネ関連業務 その他業務
勤務場所	本部(仙台)又は県北事務所(大崎市古川)
勤務時間	週5日(月曜日～金曜日)、38時間45分 午前8時30分から午後5時15分まで 休憩時間 午後0時から午後1時まで
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日 12月29日から1月3日、8月13日から8月15日
休暇等	年次有給休暇(年20日) 特別休暇(夏季休暇、慶弔休暇、リフレッシュ休暇)、産前産後休暇 育児休業、介護休業ほか
給与等	経歴、実務経験等を考慮し、当センターの規定により決定
手当等	通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、資格手当など
昇給	年1回
賞与	年2回 6月、12月 合計2ヶ月程度
定年	65歳まで(65歳以降嘱託職員として再雇用制度あり)
退職金	センター規定により支給
社会保険等	健康保険(協会けんぽ)、厚生年金、雇用保険、労災保険、宮城県職員互助会加入 定期健康診断有り
試用期間	6ヶ月(不適格の場合雇用終了)
応募方法	当センターへ下記書類を郵送してください。 提出書類 ① 履歴書(3ヶ月以内に撮影した写真を貼付) ② 職務経歴書(任意様式) 送付先 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目1番20号 ふるさとビル3階 一般財団法人宮城県建築住宅センター 総務課 TEL 022-262-0369 FAX 022-213-2789
応募期間	令和8年9月30日まで
選考方法	1次選考 応募の都度、提出書類による選考 及び 1次面接(日時は別途連絡) 2次選考 1次選考合格者に対し、面接を実施(日時は別途連絡)
応募資格の欠格者	次のいずれかに該当する人は、応募できません。 ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ② 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人
採用時期	応募により、採用日を決定

建築技術職（一級建築士） 職員採用募集要項

令和8年7月
一般財団法人宮城県建築住宅センター

募集職種及び人数	建築技術職 1名
応募要件 (年齢)	・一級建築士 ・構造審査若しくは構造設計経験者 ・昭和61年4月2日以降(建築基準適合判定資格者は昭和56年4月2日以降)に生まれた方
求める人物像	顧客及び職員等に対し、誠実であるとともにコミュニケーションを図ることができ、業務に対し真摯な態度で取り組むことができる方
業務内容	建築基準法に基づく建築確認審査・検査業務 住宅瑕疵担保責任保険に関する業務 性能評価及び省エネ関連業務 その他業務
勤務場所	本部(仙台)又は県北事務所(大崎市古川)
勤務時間	週5日(月曜日～金曜日)、38時間45分 午前8時30分から午後5時15分まで 休憩時間 午後0時から午後1時まで
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日 12月29日から1月3日、8月13日から8月15日
休暇等	年次有給休暇(年20日) 特別休暇(夏季休暇、慶弔休暇、リフレッシュ休暇)、産前産後休暇 育児休業、介護休業ほか
給与等	経歴、実務経験等を考慮し、当センターの規定により決定
手当等	通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、資格手当など
昇給	年1回
賞与	年2回 6月、12月 合計2ヶ月程度
定年	65歳まで(65歳以降嘱託職員として再雇用制度あり)
退職金	センター規定により支給
社会保険等	健康保険(協会けんぽ)、厚生年金、雇用保険、労災保険、宮城県職員互助会加入 定期健康診断有り
試用期間	6ヶ月(不適格の場合雇用終了)
応募方法	当センターへ下記書類を郵送してください。 提出書類 ① 履歴書(3ヶ月以内に撮影した写真を貼付) ② 職務経歴書(任意様式) 送付先 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目1番20号 ふるさとビル3階 一般財団法人宮城県建築住宅センター 総務課 TEL 022-262-0369 FAX 022-213-2789
応募期間	令和8年9月30日まで
選考方法	1次選考 応募の都度、提出書類による選考 及び 1次面接(日時は別途連絡) 2次選考 1次選考合格者に対し、面接を実施(日時は別途連絡)
応募資格の欠格者	次のいずれかに該当する人は、応募できません。 ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ② 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人
採用時期	応談により、採用日を決定